

印鑑登録証が新しくなりました

●これから印鑑登録をされる方

- ・カードタイプの印鑑登録証を交付します。

●令和6年12月までに登録のある方

- ・現在の登録証(紙)は引き続き有効です。
- ・印鑑証明書の申請をされる際に新しい登録証へ順次、変更を行います。



▲新しい印鑑登録証

●印鑑証明書はコンビニ交付でも取得できます。

	窓口交付	コンビニ交付
取扱時間	平日 8:30～17:15	毎日 6:30～23:00 ※年末年始12/29～1/3 および事前に告知するシステムメンテナンス日は利用を停止します。
必要なもの	印鑑登録証 本人確認書類	マイナンバーカード 4けたの暗証番号
手数料	300円	300円

●コンビニ交付で取得できる証明書

印鑑証明、住民票、最新年度分の課税(非課税)証明書

※戸籍、戸籍の附票はコンビニ交付では取得できません。

※対象、証明内容など、コンビニ交付の詳細は町ホームページをご確認ください。



▲町ホームページ

町民課 町民係 ☎86-6070



12月13日(金)の発表会に向けて練習を頑張っています！

12月13日の発表会に向けて、劇やオペレッタ、合奏や歌の練習をしています。練習を始めたばかりの頃よりも、大きな声で台詞が言えるようになったり、曲に合わせて友だちと踊れるようになったりと、一人一人の成長が見られます。また、日に日に表現力も豊かになり、自信をもって取り組む姿が見られます。当日、お家の人の前で元気に笑顔で発表するのが楽しみです。



こじゅりんこども園 ☎86-0117

マイナンバーカードの窓口



マイナンバーカード・電子証明書は更新が必要です。

いずれも有効期限の2～3か月前に有効期限通知書が届きます。

引き続き使用するためには更新手続きをしてください。

更新の手紙が届いたけど、
どうしたらいいの？



●電子証明書の更新

カード発行から5回目の誕生日

更新期間	有効期限の3か月前から手続き可
手続方法	役場窓口で手続き
必要書類	マイナンバーカード、カードの暗証番号、有効期限通知書

※有効期限を過ぎた場合は、健康保険証、コンビニ交付、e-taxなどの暗証番号を使用するサービスが利用できなくなります。



更新について詳細はこちら▶

●マイナンバーカードの更新

カード発行から10回目の誕生日

(未成年者は5回目)

更新期間	有効期限の3か月前から手続き可	
手続方法	オンライン(スマホやパソコン)、 証明写真機、郵送など	
必要書類	オンライン	マイナンバーカード、カードの 暗証番号、有効期限通知書
	郵送	交付申請書、封筒、証明写真

※顔写真データ・証明写真は正面・無帽・無背景のものを使用してください。



▲出入国在留管理庁ホームページ

●窓口混雑緩和にご協力をお願いします

- ・事前予約の方を優先いたします。(なるべく、電話予約をお願いします。)
- マイナンバーカードの受け取り、申請のサポート、電子証明書の発行、更新

- ・外国人住民の方のお手続き

～事業主の方へのお願い～

外国籍の方の手続きは、在留資格の確認などでお時間がかかります。複数名のお手続きの際は、事前に来庁予約のご協力をお願いします。

～在留期間を延長する際はご注意ください～

外国籍の方のマイナンバーカード有効期限は、在留カードの在留期間と同じです。在留期間を延長した方は、マイナンバーカードの有効期限までに更新手続きをしてください。

【多言語対応のフリーダイヤル】 ☎0120-0178-26

対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語

●休日臨時窓口開設予定日

1月26日(日) 2月23日(日) 3月23日(日) いずれも9:00～12:00

町民課 町民係 ☎86-6070

(受付時間 平日8:30～17:15)

児童手当制度が10月から改正されました

令和6年10月から児童手当法が改正され、支給対象が所得額を問わず高校生まで拡大しました。

また、子どもが3人以上いる家庭は、第3子以降の1人あたりの支給額が3万円に増額します。(図参照)

上記の制度改正に伴い、中学生以下にきょうだいがいない高校生をもつご家庭へお知らせをお送りしました。

高校生や3人以上のお子さんがいるご家庭は、お早めの申請をお願いします。

詳細やご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

支給額(月)	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	30,000円

【申請に必要なもの】

- ・児童手当認定請求書
- ・支払希望金融機関の口座の写し など

健康福祉課 子育て支援係 ☎79-0792

風しん抗体検査・予防接種は令和7年2月末までに受けましょう！

対象者

45歳～62歳(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ)の男性

この世代は子どものころに公的な接種機会がなかった世代です。対象者にはすでに無料クーポン券を送付しています。周りの妊婦と子どもを守るためにも、抗体検査・予防接種を受けましょう。

クーポン券の使用期限

クーポン券の期限は原則令和7年2月28日(金)までです。未実施の方は早めに抗体検査・予防接種を受けましょう。

詳細は送付したクーポン券をご確認ください。

風しんとは

風しんは感染者の飛まつなどによって他の人にうつる感染症です。特に妊娠早期の妊婦が感染すると、生まれた赤ちゃんが先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障害が出る)になる可能性があります。

大人が感染すると無症状から軽症で済むことが多く、無自覚のうちに他人へうつしてしまうことがあります。



健康福祉課 保健衛生係 ☎79-0911